

◆ 育児休業取得に伴い現在利用中のお子様の継続利用をお考えの方へ【重要】

保育施設・事業を利用しているお子様の保護者が、新生児の出産に伴って育児休業等を取得する場合、以下の3つの方法のいずれかをご選択いただきます。

	①利用継続を選択	②退園を選択	③1号認定に変更※1
再申込時	優遇加点なし	優遇加点あり※2	
利用中の子ども(上の子)	継続利用可 ※但し、小規模保育事業所等は2歳卒園時に復職希望される方に限る。	再申込時に加点(+12点) ※但し、原則同一の雇用契約が継続していることが必要。	再度2号認定に変更する 場合に加点(+150点) ※市民外の場合は+100点)
育児休業に係る子ども(下の子)	—	申込時に加点(3点×申込クラス年齢) 例)1歳で申込:3点×1歳クラス=3点 ※0歳で申込:3点×0歳クラス=0点のためご注意ください。	

※1 1号認定に変更とは、1号認定の定員が設定されている認定こども園で、育児休業に伴い2号認定から1号認定に変更し、引き続き同一施設を利用した場合を指します。1号認定は3-5歳クラスに限定。

※2 優遇措置については、利用調整上の加点であり、入園を保障するものではありません。申し込み時の加点については、上記優遇の有無の他、きょうだい加点や育児休業明け加点等も考慮した上でお考えください。なお、きょうだい加点については、上の子が退園されている場合、加点の対象にはなりません。

① 利用継続を希望する場合

【利用継続が必要であると認められる条件】

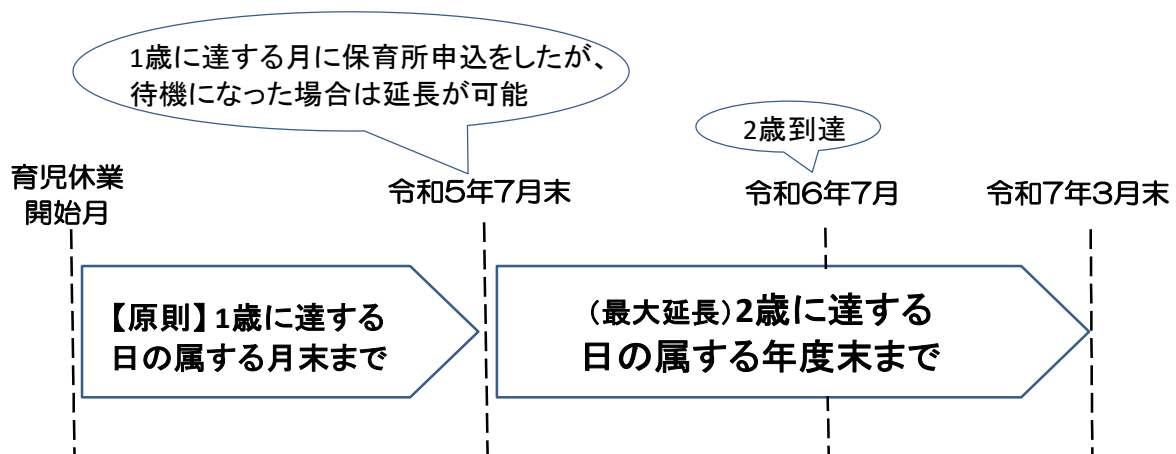
- ・就学を控えているなど、児童の発達上環境の変化に留意する必要がある場合
- ・児童の発達上、環境の変化が好ましくないと思慮される場合

【利用継続が可能な期間】

《原則》育児休業対象児童が1歳に達する日の属する月末まで
(期間の延長について)

育児休業対象児童が1歳に達する日の属する月末まで育児休業を取得し、保育施設・事業の利用申込みを行ったにもかかわらず待機となった場合、育児休業対象児童が2歳に達する日の属する年度末まで延長が可能です。

《利用継続が可能な期間の例》令和4年7月に新生児が生まれた場合



＜小規模保育事業所等を利用されている方について（重要）＞

前述期間内に小規模保育事業所等での卒園（2歳児の年度末）を迎える場合は、利用継続が可能な期間は2歳児の年度末までとなります。ただし、小規模保育事業所等に同一法人の完全連携施設があり、卒園時にその連携施設を希望予定の場合はこの限りではありません。

【保育の必要量の認定】 保育短時間認定（8時間程度の保育）

【お手続き】 [申請期間] 育児休業開始20日前まで

[申請書類] ①教育・保育給付認定申請書

②保育の利用継続申請書

③育児休業等取得証明書

＜留意事項（重要）＞

- ・ 出産要件にて入所（転所含む）された方は利用継続をご利用いただくことができませんのでご注意ください。（就労要件で入所申請されている方でも、入所月が出産予定日6週間前から産後8週間経過後の翌日に該当する場合は出産要件扱いになります。）
- ・ 利用継続期間中は、保育施設・事業の変更（転所）はできません。※転所次第復職予定である場合はこの限りではありません。
- ・ 手続き後に育児休業期間を変更する場合は、変更手続きを行う必要があります。

② 再申込時の優遇措置（退園・1号認定に変更）を希望する場合の条件・お手続き等

【優遇条件】 ※AB双方に合致することが必要です。

A. 退園時と再申込時に原則同一の雇用契約が継続していること。

B. 退園日（1号認定変更申請日）が、産前6週間から産後8週間経過後の翌日が属する月末までの間であること。（卒園を迎える月を除く）

【お手続き】 ※条件に合致しても申請をしない場合は優遇措置の対象にはなりません。

[申請期間] 出産後から産後8週間経過後の翌日が属する月末までの間

※優遇条件②に合致する退園届・1号への給付認定変更申請を提出済であることが必要です。

《優遇対象の退園日・申請期間の例 ※出産予定日 10月14日 産前産後期間 9月3日～12月9日の場合》

	8/31	9/3	9/30	10/13	10/14	10/15	10/31	11/30	12/9	12/10	12/31	1/31
		産前期間		出産日	産後期間				育休期間			
優遇対象退園日	対象外	対象										対象外
申請期間						申請期間						

[申請書類] ①育児休業に伴う〔退園・1号認定変更〕 証明申込書

②育児休業取得証明書

③教育・保育給付認定決定通知書兼支給認定証（返却用）

【提出先】 高槻市役所 子ども未来部 保育幼稚園事業課 [TEL 072-674-7692]

【留意事項】

- ・ 一度育児休業に伴う継続利用をされた方は、優遇措置（育休に伴う退園または1号認定への変更）の適用除外となります。
- ・ 出産要件にて入所（転所含む）された方は退園・1号認定への変更を選択した場合の優遇措置の対象外となりますのでご注意ください。（就労要件で入所申請されている方でも、入所月が出産予定日6週間前から産後8週間経過後の翌日に該当する場合は出産要件扱いになります。）
- ・ 優遇措置を利用して認可保育施設に入所した児童が、その後転所申請を行った場合は、優遇措置の加点はつきませんのでご注意ください。
- ・ 育児休業中に産まれた場合、再申込時は育児休業中に産まれた子も加点対象となります。